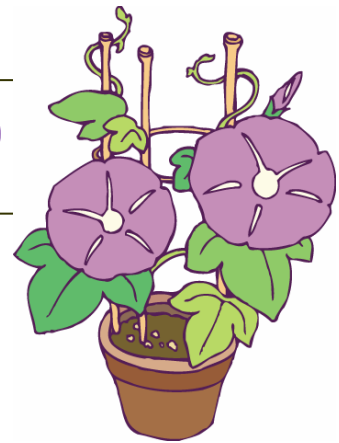


社会保険労務士 芦原百合子

## 社労士事務所 Ripples 便り



連絡先：〒416-0948  
静岡県富士市森島 260-19  
電話：0545-67-6112  
FAX：0545-67-6113  
e-mail：sazanami330@gmail.com  
ホームページ：https://www.sr-ripples.com/

### 中小企業の働き方改革関連法の 認知度・準備状況は？

#### ～日本・東京商工会議所調査

#### ◆中小企業への適用が次々に始まる働き方改革関連法の施策

働き方改革関連法の施策の中で、今年の4月からは、「時間外労働の上限規制」の中小企業への適用が始まりました。今年は新型コロナウイルスの影響により、様々な法改正情報を目や耳にする機会が減ってしまった印象ですが、働き方改革の大きなテーマの1つである「同一労働同一賃金」も来年の4月から適用が始まりますので、今から準備が必要になります。

#### ◆「時間外労働の上限規制」は施行前でも認知が不十分

日本・東京商工会議所が実施した「人手不足の状況、働き方改革関連法への対応に関する調査」（調査期間：2020年2月3日～3月6日、回答企業数：全国の中小企業 2,838社（回答率：68.8%））によると、「時間外労働の上限規制」の名称・内容について、認知が十分でない企業の割合は16.2%となっています。また、施行時期を「知らない」とした割合は、従業員規模50人以下の企業で19.9%と、約2割にも上っており、施行直前の時期においても、まだ認知度自体が十分ではないという実態がわかる結果となっています。

#### ◆来年4月から中小企業にも適用される「同一労働同一賃金」

来年4月から中小企業にも適用される「同一労働同一賃金」ですが、本調査によると、まだ25.7%の企業が、認知が十分ではないと回答しています。

従業員規模50人以下の企業では、32.9%が施行時期を「知らない」と回答しており、内容だけでなく施行時期の周知も求められるところです。

また、「対象になりそうな非正規社員がいる」との回答は23.4%でしたが、そのうち「対応の目途がついている企業」の割合は46.7%にとどまっています。中小企業への施行まで1年を切る中、まだ半数の企業は対応できていないことがわかります。

#### ◆なるべく早めの検討・取組みを

本調査によれば、「同一労働同一賃金」について講じた対応策や対応予定の方策としては、「非正規社員の給与等の処遇改善」（47.5%）、「賃金・人事制度の構築・見直し」（36.4%）、「正規／非正規の業務内容・配置の見直し」（35.8%）、「非正規社員の正社員化」（27.1%）が挙がっています。どのような対応をとるにせよ、ある程度の準備期間が必要になりますので、未対応の企業は、早めの検討・取組みが必要になります。

【日本・東京商工会議所「人手不足の状況、働き方改革関連法への対応に関する調査」】

[https://www.jcci.or.jp/download/2020\\_hito\\_debusoku.pdf](https://www.jcci.or.jp/download/2020_hito_debusoku.pdf)

#### 当事務所よりひと言

厚生年金保険法の標準報酬月額等の等級区分について、最高等級である31級（620,000円）の上に、さらに1等級、32級（650,000円）を加えるための必要な読替えを行うことがパブリックコメントに付されました。これにより、31等級の被保険者が32等級となることで、労使双方で2,745円の負担が増えることになります。公布は2020年8月下旬予定